明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○容器保安規則等の一部を改正する省令（経済産業一〇五）　一
〔告　示〕
○農薬を登録した件（農林水産二一一一～二一一三）　九
○農薬を再登録した件（同二一一四）　二
○農薬の登録が失効した件（同二一一五）　二
○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する件（経済産業二六九）　三
○昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件（国土交通一一七九）　三
○建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件（同一一八〇）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
個人情報の保護に関する基本方針の一部変更の公表について（内閣府）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構平成二十七事業年度財務諸表、プログラムの著作物に係る登録、企業年金基金設立、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○経済産業省令第百五号

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百四十号）の施行に伴い、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

容器保安規則等の一部を改正する省令

第一条　次に掲げる省令の規定中「充てん」を「充塡」に改める。

一　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）

二　冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）

三　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）

四　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）

五　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）

（容器保安規則の一部改正）

第二条　容器保安規則の一部を次のように改正する。

第二条第二十号中「液化フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ、液化フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ、液化フルオロカーボン十二」に改め、同条第二十九号中「該当するもの」の下に「（フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ及びフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅを除く。）」を加え、同条第三十号中「じよ限量が百万分の二百以下のもの」を「毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物」に改める。

第二十二条表液化メチルエーテルの項の次に次のように加える。

液化ジメチルエーテル	一・六七
同条表液化クロムメチルの項の次に次のように加える。	
液化フルオロカーボン三十二	一・二四
同条表液化塩化ビニルの項の次に次のように加える。	
液化フルオロカーボン四百四Ａ	一・一五
同条表液化四ふつ化エチレンの項の次に次のように加える。	
液化フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ	一・〇五
同条表液化フルオロカーボン二十二の項の次に次のように加える。	
液化フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ	〇・九六
液化フルオロオレフィン百三十四ａ	〇・九四

（冷凍保安規則の一部改正）

第三条　冷凍保安規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「二酸化炭素」を「ヘリウム、二酸化炭素、フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ、フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ」に改め、「フルオロカーボン二十二」の下に「、フルオロカーボン三十二」を加え、「、フルオロカーボン五百九Ａ及びヘリウム」を「及びフルオロカーボン五百九Ａ」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　特定不活性ガス　不活性ガスのうち、次に掲げるもの

イ　フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ

ロ　フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ

ハ　フルオロカーボン三十二